

令和2年度 第3回 常設審議委員会 次第

基準日 令和 2年6月19日 (金)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について・・・ 3ページ (諮問)
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について・・・ 9ページ (意見聴取)

5 協 議

- 1) 令和3年度農業関係税制改正に関する要望について・・・ 35ページ (協議資料1・2、参考資料)
- 2) その他・・・ 51ページ (参考資料2)

6 閉 会

【メモ】

次回 令和2年度第4回常設審議委員会は、令和 2年 7月17日 (金)

※ 6月下旬における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を見て通常開催・書面開催の方向性を決定した上で、改めてご案内申し上げます。

令和3年度 農業関係税制改正に関する要望（地方農業委員会連合会からの意見とその対応）

地区	意見	対応
空知	相続税・贈与税の特例農地等を土地収用該当事業で譲渡する場合は、猶予期限確定に伴う利子税を免除すること。	要望内容に反映します。
空知	相続税の基礎控除の引き下げに伴う、農業後継者への相続に対し特別控除等の新たな制度を創設すること。	個人版事業継承税制が創設されています。
空知	農地流動化の促進を図るための誘導策として、農用地を農用地利用集積計画により譲渡した場合の所得税特別控除額を5千万円に引き上げること。	概算取得費の引き上げという形で要望しております。
空知	農地中間管理事業により、担い手に農用地を譲渡した場合の所得税特別控除額を5千万円とすること。	概算取得費の引き上げという形で要望しております。
空知	農業経営基盤強化準備金について、後継者である子供に経営移譲した場合には、引き継ぎ可能となる扱いとすること。	青色申告における赤字繰越においても同様に後継者への引き継ぎはできないと認識しております。 個人経営の経営継承における税制のあり方そのものの考え方となりまして、要望内容に反映するためには検討することが必要です。 また、準備金については、財務省等が継続することに難色を示していることから、本年度は、継続することへの要望が中心と考えておりますので、このタイミングで要望しない方がよいと考えます。
空知	農業経営基盤強化準備金を活用できない農業用固定資産に、中古機械、運搬車両も対象にすること。	要望内容に反映します。
空知	免税軽油・準備金・登録免許税・不動産取得税等農業経営に大きく影響する減税措置を恒久化すること。	要望内容に反映します。
石狩	軽減税率および特例の継続と軽減控除幅の拡大	要望内容に反映します。
日高	適用期限の到来する特例措置について、引き続き延長をいただくよう要望する。	要望内容に反映します。

石狩	<p>① 農業経営基盤強化準備金制度の延長及び拡充 ② 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の恒久化 ③ 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の恒久化 ④ 軽油取引税の課税免除の特例措置の恒久化</p>	要望内容に反映します。
石狩	<p>消費税率5%引き下げ、インボイス導入中止 令和元年10月からの消費税引き上げに伴い、農産物は、「軽減税率」で8%据え置きである一方、生産資材には10%の消費税が適用されており、農産物価格を決定できない農家は、消費税を価格に転嫁できる保証はなく、課税農家になれば、赤字でも売上げがあれば消費税を支払わなければならない。 また、令和5年10月から導入されるインボイス制度は、仕分けが複雑で煩雑な実務を伴うだけでなく、インボイスを発行できない免税事業者は、取引から排除されかねない。 生産資材が高騰している中での消費増税は、農業経営に多大な影響を与えており、当面5%の消費税引き下げと軽減税率・インボイス方式の中止を求めます。</p>	<p>消費税は、そもそも消費者が負担仕組みとなっております。そのため、課税農家が負担するものではありません。また、農産物価格の決定については、消費税法の問題ではないと考えます。</p> <p>免税事業者に関するインボイスについては、農協等の中間業者が、インボイスに変わる書類を発行することが認められています。そのため、免税事業者であっても、購入者は仕入税額控除が可能とされています。</p> <p>新規就農者の場合、経営規模も小さく一時的に免税事業者となってしまうことが想定されますが、中間業者と連携することによって対応は可能であります。</p>
石狩	肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の10割補填と生産者負担の減免	税務関係ではありませんので、別の機会に検討してみたいと思います。
石狩	<p>納税猶予を受けている農地等について、市民農園として供する場合は、相続税・納税猶予制度に特例措置を講じ、猶予の継続を図ること。 現行制度では、納税猶予を受けている農地等で市民農園を解説する場合、特定農地貸付方式または農園利用方式で解説することになるが、特定農地貸付方式で開設した場合、納税猶予が打ち切られてしまう。</p>	<p>理由で説明されているように農園利用方式の場合は、納税猶予は打ち切られません。 特定農地貸付方式でなければならぬ理由が不明であるため保留とさせていただきます。</p>
石狩	農業者などが所有する農地を農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除額を引き上げること(現行800万円を1500万円に引き上げる)	概算取得費の引き上げという形で要望しております。

令和 3 年度農業関係税制改正に関する要望

令和 2 年 6 月 日
一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 多 田 正 光

北海道農業は、これまで担い手への農地の集積を通じ、大規模で専門的な経営を育成することにより、生産性が高い農業生産を営み、本道の経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。

今後も持続可能な力強い農業経営の実現を図るためには、農業者の努力のみでは解決できない税制上の問題を解決していくことが必要である。

そのため、令和 3 年度農業関係税制改正にあたり、下記の事項の実現を要望する。

記

1 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の移転登記の税率の軽減

利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の移転登記に伴う登録免許税の軽減措置について恒久化すること。

《租税特別措置法第 7 7 条》

2 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置

農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地の不動産取得税の課税標準の算定の特例措置（当該土地の価格の 3 分の 1 に相当する額）について恒久化すること。

《地方税法附則第 1 1 条第 1 項》

3 軽油取引税の課税免除の特例措置

地方税法附則第 1 2 条の 2 の 7 第 4 号に規定される軽油取引税の課税免除の特例措置について恒久化すること。

《地方税法附則第 1 2 条の 2 の 7 第 4 号》

4 農業経営基盤強化準備金制度

農業経営基盤強化準備金は、人・農地プランに位置付けられる中心経営体への農地の集積・集約化の実現に対し、積極的に寄与している制度である。

また、経営改善計画に基づく計画的な経営改善を現実のものにするための制度であり、担い手の育成と経営の改善に必要な施策である。

そのため、本準備金制度について恒久的な制度とすると共に、経営改善計画に基づかない農業用機械の導入における準備金の取り崩し要件の撤廃、並びに現在対象とされていない中古の農業用機械を対象とすること。

また、酪農・畜産・園芸経営の計画的経営改善の実現のため、これらの経営体も対象とした制度とすること。

《租税特別措置法第24条の2
第24条の3
第61条の2
第61条の3
第68条の64
第68条の65》

5 個人版事業承継税制

農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、個人版事業承継税制が構築されたことにより、一定の事業承継については、対策が講じられたところであるが、畜産経営等において、農業用資産への投資を行っている農業経営においては、多額の負債を有しているケースが見受けられる。

個人版事業承継税制では、特定事業用資産の贈与に限定されていることから、こうした経営においては、継承する親には、負債のみが残り、その後の償還に支障を生ずることが想定される。

そのため、個人版事業承継税制の検証を行うと共に、家族経営の円滑な継承に向けた新たな税制上の仕組みや資金対応等について検討すること。

《租税特別措置法第70条の6の8》

6 農地の譲渡に関する概算取得費（改正）

農地の売却を行う際に、取得費が不明な場合に用いる概算取得費について、租税特別措置法第31条の4の規定により5/100とされているが、農業経営を行うにあたり農業者は、所有しているのうちに対し生産力の向上や、優良農地として維持・保全のための基盤整備などの投資を行うことから、概算取得費以上の経費を費やしている状況にある。

また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得していながらも、記録がないことにより、比較的低額な概算取得費により農地売買を行う事例も見受けられる。

そのため、こうした優良農地については、次世代の担い手へ適切に所有権移転を行い、限られた資源である農地利用の最適化を促進する観点から、租税特別措置法第30条に規定される山林と同等の50/100の概算取得費控除の対象とすること。

《租税特別措置法第31条の4》

7 相続税・贈与税の納税猶予にかかる特例農地の譲渡の特例

相続税・贈与税の納税猶予の特例農地について、土地収用等において、所有権移転が行われる場合は、本人の意思と関係なく、所有権移転が行われるものであることから、猶予期限確定に伴う利子税について特例措置を設けること。

《租税特別措置法第70条の6》

8 農業用施設用地における固定資産税の特例

酪農経営などの畜産経営について、規模拡大により所有する農業用施設用地が増大していることを踏まえ、農業用施設用地として利用している土地における固定資産税の特例措置を設けること。

《地方税法第343条》

○ 農林水産税制の特例措置一覧

1. 期限付租税特別措置一覧

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内容	創設 年度	適用期限	担当課
所得税	山林所得に係る森林計画特別控除	措法第30条の2	森林経営計画（木安法の認定の特例を適用したものを含む）に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、 ① 収入金額の20%（当該収入金額が2,000万円を超える場合には、その超える部分の金額については10%） ② （収入金額の50%）-必要経費のいずれか低い額を山林所得から控除	S42	4.12.31	林計画課
	中小企業等の貸倒引当金の特例	措法第57条の9第3項 第68条の59第3項	公益法人又は協同組合等は、貸倒引当金の繰越限度額を法定繰入額の10%増しとする ※ 経過措置を講じた上でH31.3.31をもって廃止。 <経過措置> H31.4.1から5年間、段階的に割増率（10%）を縮小（2%ずつ）	S41	H31.3.31	食企画課 経協同組織課 金融調整課 林経営課 水産経営課
	技術研究組合の所得計算の特例	措法第66条の10 第68条の94	技術研究組合が賦課金をもって取得又は製作した試験研究用固定資産を1円まで圧縮記帳	S36	3.3.31	技研究推進課
	農協等の合併に係る課税の特例	措法第68条の2	農協等が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併（簿価による資産の引継）を認める	H13	4.3.31	経協同組織課 林経営課 水産経営課
	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	措法第68条の5	積立金に係る特別法人税（1%）の課税の停止	H11	5.3.31	経協同組織課
法人税	中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る設備廃棄等欠損金の特例 〔農業競争力強化支援法〕	措法第66条の12 第68条の97	農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に基づく施設の撤去又は設備の廃棄により生じた欠損金については、大企業であっても繰戻しによる還付を請求できる（不適用措置から除外） ※ 経過措置を講じた上でH32.3.31をもって廃止。 <経過措置> 新措法の施行日前に農競法の認定を受けた認定事業再編事業者の施行日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額のうち一定のもの（特定設備廃棄等欠損金額）については、不適用措置から除外。	H29	H32.3.31	生技術普及課 （関係課） 食企画課 食文化・市場 開拓課 食品流通課 食品製造課 生牛乳製品課 食肉鶏卵課 飼料課 括農産企画課 穀物課 貿易業務課 地域作物課

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内容	創設 年度	適用期限	担当課
所得 税・法人 税	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	措法第10条 第42条の4 第68条の9	税額控除の上限は、Ⅰ ^{※1} とⅡ ^{※2} の合計で所得税額又は法人税額の最大45% (ベンチャーの場合、最大60%) ※1 Ⅰは①-1又は①-2と②の合計で35%(ベンチャーの場合50%) ※2 令和3年3月31日までの時限措置			食・産業連携課 技・研究推進課
	Ⅰ 本体(恒久措置) ①-1【総額型】 ・試験研究費の総額に係る税額の控除制度		【税額控除率】 試験研究費の増減に応じて6~14%(控除率10%超の部分は時限措置(2年間))の税額控除 【税額控除の上限】 法人税額等の25% (一定のベンチャー企業は40%) ※ 試験研究費： ・製品の製造、技術の改良・考案・発明に係る試験研究のために要する費用 ・対価を得て提供する新たな役務の開発で所定のプロセスを経て行われるものに係る試験研究のために要する費用 ※ 一定のベンチャー企業 設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大法人の子会社等を除く)	H15	- (10%超部分) 3.3.31	
	①-2【中小企業技術基盤強化税制】 ・中小企業者等の場合の試験研究費の総額に係る税額の控除制度		【税額控除率】 試験研究費の増減に応じて12~17%(控除率12%超の部分は時限措置(2年間))の税額控除 【税額控除の上限】 法人税額等の25% ※中小企業者等： ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 なお、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主の所得税についても、同様の制度を適用可	S60	- (12%超部分) 3.3.31	
	②【オープンイノベーション型】 ・特別試験研究費に係る税額の控除制度		産学官連携又は一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究・委託研究等の特別試験研究費総額にかかる控除制度 【税額控除率】 相手方が大学・特別研究機関等：30% 相手方が研究開発型ベンチャー：25% 相手方がその他(民間企業等)：20% 大企業等への委託研究で一定のものも対象：20% 【税額控除の上限】 法人税額等の10%	H15		
	Ⅱ 上乗せ措置(高水準型の改組) ・試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に控除率・税額控除の上限を上乗せする特例		【税額控除率】 通常の控除率×{(試験研究費割合-10%)×0.5}を通常の控除率に加算(税額控除率は最大14%(中小企業者等の場合は17%)) 【税額控除の上限】 (試験研究費割合-10%)×2を税額控除上限(25%)に上乗せ(上乗せは上限10%) ※中小企業者等の場合、試験研究費増加割合が8%を超える場合、①-2の税額控除の上限を10%上乗せ。	H31	3.3.31	

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内容	創設 年度	適用期限	担当課
所得 国 税 法 人 税	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 ＜中小企業投資促進税制＞	措法第10条の3 第42条の6 第68条の11	取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除 (税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等(特定中小企業者等)に限る。) (控除税額の上限は、商業・サービス・農林水産業活性化税制及び中小企業経営強化税制による控除額との合計で、所得税額又は法人税額の20%とする。控除限度超過額は1年間繰越し可能)	H10	3.3.31	食.企画課 生.技術普及課 経.協同組織課 林.経営課 水.水産経営課
	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 ＜商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制＞	措法第10条の5の2 第42条の12の3 第68条の15の4	取得価額の30%の特別償却と取得価額の7%の税額控除との選択適用 ※ H31.4.1以後に取得する経営改善設備は、当該設備の投資等の経営改善により、売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることが要件。 (税額控除の対象法人は、特定中小企業等に限る。) (控除税額の上限は中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制による控除額との合計で、所得税額又は法人税額の20%とする。控除限度超過額は1年間繰越し可能)	H25	3.3.31	食.企画課 生.技術普及課 畜産企画課 括.農産企画課 林.経営課 水.水産経営課 (関係課) 経.協同組織課
	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 ＜中小企業経営強化税制＞	措法第10条の5の3 第42条の12の4 第68条の15の5	中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備等を取得した場合、即時償却又は取得価額の7%(特定中小企業者等にあつては10%)の税額控除の選択適用(特定経営力向上設備等:機械装置(発電設備は経済産業大臣が指定するものに限る)、工具、器具・備品、ソフトウェア、建物附属設備。) ※働き方改革を推進するために工場、店舗、作業場等に設置される施設に係る建物附属設備や、当該施設に設置される器具備品、ソフトウェアも対象に含む。 (控除税額の上限は中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制による控除額との合計で、所得税額又は法人税額の20%とする。控除限度超過額は1年間繰越し可能)	H29	3.3.31	食.企画課 生.技術普及課
	特定設備等の特別償却 (再生可能エネルギー発電設備等 を取得等した場合の特別償却) ・中小水力発電設備 ・木質バイオマス製造発電設備 ・木質バイオマス熱供給装置	措法第11条(一) 第43条(一) 第68条の16(一)	取得価額の14%の特別償却 ※ エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却又は税額控除は平成30年3月31日をもって廃止。	H30	3.3.31	食.バイオマス 循環資源課 再生可能 エネルギー室 林.木材利用課
	特定地域における工業用機械等の特別償却	措法第12条 第45条 第68条の27				

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内容	創設 年度	適用期限	担当課
所得 税 ・ 法 人 税	ア過疎地域自立促進特別措置法に基づき公示された過疎地域		機械・装置：取得価額の10%の特別償却 建物・附属設備：取得価額の6%の特別償却	S45	3.3.31	農.地域振興課
	イ沖縄振興特別措置法第35条の2第1項に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区		機械・装置：取得価額の34%の特別償却 建物・附属設備：取得価額の20%の特別償却	H24	3.3.31	括.地域作物課
	ウ半島振興法に基づき指定された半島振興対策実施地域		機械・装置：5年間普通償却限度額の32%の割増償却 建物・設備：5年間普通償却限度額の48%の割増償却	S61	3.3.31	農.地域振興課
	エ離島振興特別措置法に基づき指定された離島振興対策実施地域			H5	3.3.31	
	オ奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島		機械・装置：5年間普通償却限度額の32%の割増償却 建物・設備：5年間普通償却限度額の48%の割増償却	H10	3.3.31	
	カ山村振興法に基づき指定された振興山村地域		機械・装置：5年間普通償却限度額の24%の割増償却 建物・設備：5年間普通償却限度額の36%の割増償却	H21	3.3.31	
	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	措法第13条の2 第46条の2 第68条の33	平成33年3月31日までに農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合には、当該資産について5年間40%（建物及びその附属設備並びに構築物は45%）を割増償却	H29	3.3.31	生.技術普及課 （関係課） 食.企画課 食文化・市場 開拓課 食品流通課 食品製造課 生.牛乳乳製品課 食肉豚卵課 飼料課 括.農産企画課 穀物課 貿易業務課 地域作物課

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内容	創設 年度	適用期限	担当課
	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	措法第24条の2 第24条の3 第61条の2 第61条の3 第68条の64 第68条の65	青色申告書を提出する認定農業者（個人・法人）、認定新規就農者（個人）が交付金を準備金として積み立てた場合、積立分を個人は必要経費算入、法人は損金算入及び5年以内に認定計画に従い農用地及び農業用機械・建物等を取得等した場合の圧縮記帳（5年間固定資産を取得しない場合、5年を経過した積立分は取り崩し、個人は総収入金額、法人は益金算入） 準備金積立限度額： 交付金等受領額と所得の金額のいずれか少ない金額 圧縮限度額： 準備金取崩額※及び交付金等受領額のうち準備金に積み立てなかった額の合計額と所得の金額のいずれか少ない金額 ※ 認定計画に記載のない農用地等を取得した場合は圧縮記帳の対象外。	H19	3.3.31	経.経営政策課 括.穀物課経営 安定対策室
所得 税	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	措法第25条 第67条の3 第68条の101	農業を営む個人又は農地所有適格法人が、その飼育した肉用牛を所定の方法で売却し、その肉用牛が免税対象飼育牛（売却価額が1頭当たり100万円未満（交雑種にあっては80万円未満、乳用種にあっては50万円未満）又は高等登録牛）であり、かつ、その売却頭数が年間1,500頭以内までは、農業を営む個人にあってはその所得に対する所得税を免除し、農地所有適格法人にあってはその売却による利益相当額を損金算入	S42	所得税 5.12.31 法人税 6.3.31	生.食肉鶏卵課
	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	措法第37条 第37条の4 第65条の7 第65条の8 第65条の9 第68条の78 第68条の79 第68条の80	収入金額が取得価額以下の場合には、収入金額の80%に相当する金額を超える部分に、取得価格が収入金額以下の場合には、取得金額の80%に相当する金額を超える部分に課税 ※ 農地、漁船については、経過措置を講じた上でH29.3.31に廃止。 <経過措置の適用期限> ① 農地の譲渡・交換 所得税：H元.12.31、法人税：H31.3.31 ② 漁船の譲渡・交換 所得税：H2.9.30、法人税：H元.12.31	S44	所得税 5.12.31 法人税 5.3.31	経.農地政策課 水.研究指導課
相 続 税 ・ 贈 与 税	個人の事業用資産についての納税猶予の特例（個人版事業承継税制）	措法第70条の6の8 第70条の6の9 第70条の6の10	青色申告書を提出する後継者が贈与・相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合に、その取得した特定事業用資産に係る相続税・贈与税の納税を猶予 ※ 後継者は、承認計画（下記参照）に記載された後継者であって、中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた者 ※ 特定事業用資産とは、被相続人・贈与者の事業の用に供されていた ・土地（400㎡まで） ・建物（800㎡まで） ・減価償却資産（牛馬・果樹等の耐用年数省令に定める生物を含む） ※ 承継計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された計画でH31.4.1～36.3.31までの間に都道府県に提出されたもの	H31	10.12.31	

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内容	創設 年度	適用期限	担当課	
		措法第70条の7の5 第70条の7の6 第70条の7の7 第70条の7の8	後継者が承継会社の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により当該承継会社の非上場株式を取得した場合の納税猶予（措法70の7～70の7の3）について、10年を限りに以下の特例を措置 ・適用対象株式の拡大 全株式の2/3 → 全株式 ・猶予割合の緩和 80% → 100% ・雇用要件の緩和 5年間平均8割維持 → 弾力化 ・承継パターンの拡大 ・経営環境変化による解散等の場合の減免等 ※ 後継者は、特例承継計画（下記参照）に記載された後継者であって、中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた会社の代表権を有し、同族関係者のうち議決権を最も多く有する者（後継者が2名又は3名以上の場合は上位2名又は3名まで） ※ 特例承継計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された計画でH30.4.1～35.3.31までの間に都道府県に提出されたもの	H30	9.12.31		
	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	措法第77条	20/1,000 → 10/1,000	S56	3.3.31	経.農地政策課	
	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	措法第77条の2	20/1,000 → 10/1,000	H26	4.3.31	経.農地政策課	
	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減	措法第78条第2項	4/1,000 → 1.5/1,000	S48	3.3.31	経.金融調整課 林.企画課 水.水産経営課	
国 登 録 免 許 税	認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減 〔①産業競争力強化法〕 〔②農業競争力強化支援法〕 認定経営力向上計画に基づき行う登記の税率の軽減 〔③中小企業等経営強化法〕	措法第80条 第1項 （①産業競争力強化法）	会社の設立・増資〔①・②〕 7/1,000 → 3.5/1,000	H25	産業競争力強化法 4.3.31	食.産業連携課	
		第3項 （③中小企業等経営強化法）	合併による会社設立・増資〔①・②〕 1.5/1,000 → 1/1,000	H29			
		第4項 （②農業競争力強化支援法）	合併による会社設立・増資（純増部分）〔①・②〕 （資本金3,000億超を除く。） 7/1,000 → 3.5/1,000				生.技術普及課 （関係課） 食.企画課 食文化・市場開拓課 食品流通課 食品製造課 生.牛乳乳製品課 食肉鶏卵課 飼料課 括.農産企画課 殺物課 貿易業務課 地域作物課
			分割による会社設立・増資〔①・②〕 （資本金3,000億超を除く。） 7/1,000 → 5/1,000				
			法人の設立・増資による不動産移転〔①・②〕 20/1,000 → 16/1,000				
			※ 売買による土地の所有権移転の登記については、措法72条により有利な税率が設定。 （20/1,000 → 15/1,000）				
		法人の合併による不動産移転〔①・②・③〕 4/1,000 → 2/1,000	H30	中小企業等経営強化法 4.3.31	食.企画課		
		法人の分割による不動産移転〔①・②・③〕 20/1,000 → 4/1,000					

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内容	創設 年度	適用期限	担当課
			その他の原因による事業に必要な不動産移転 【③】 20/1,000→16/1,000			
揮発油税等	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	措法第88条の7	バイオエタノール混合ガソリンについて、その混合するバイオエタノール分に係る揮発油税及び地方揮発油税を免税	H20	5.3.31	食.バイオマス 循環資源課
国 石 油 石 炭 税	農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例				5.3.31	生.園芸作物課 水.加工流通課
	引取りに係る石油製品等の免税	措法第90条の4	免税 (「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされる税率を含む)	S53		
	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	措法第90条の6	石油石炭税相当額を製造業者に還付 (「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされる税率を含む)	H元		
	特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	措法第90条の3の4	農林漁業に利用される軽油については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされる税率についてのみ還付	H24	5.3.31	生.技術普及課 林.経営課 木.材産業課 水.加工流通課
住民税	肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例	地法附則第6条	農業を営む個人が、その飼育した肉用牛を所定の方法で売却し、その肉用牛が免税対象飼育牛(売却価額が1頭当たり100万円未満(交雑種にあつては80万円未満乳用種にあつては50万円未満)又は高等登録牛)であり、かつ、その売却頭数が年間1500頭以内までは、その所得に係る所得割の額を免除	S43	6年度	生.食肉鶏卵課
地 方 税	農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置	地法附則第11条第1項	取得価格の1/3相当額を控除 (交換による取得の場合は、取得価格の1/3相当額又は失った土地の価格を控除)	S56	3.3.31	経.農地政策課
	農業協同組合等が一定の貸付けを受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例	地法附則第11条第10項	価格に施設の取得価額に対する貸付額の割合 (当該割合が1/2を超える場合にあっては1/2)を乗じて得た額を価格から控除した額が課税標準	S30	3.3.31	経.金融調整課 (関係課) 食.食品流通課 林.企画課 水.水産経営課
	中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき譲受した不動産に係る特例措置	地法附則第11条第15項	取得価格の1/6相当額を価格から控除した額が課税標準	H30	4.3.31	食.企画課
	被災農地に代わる農地に係る特例	地法附則第51条第3項	被災農地の所有者等が当該農地に代わる農地を取得した場合には、被災農地の面積相当分の不動産取得税を控除	H23	3.3.31	経.農地政策課
	土地改良法の規定による換地計画に基づき取得する創設農用地換地に係る特例措置	地法附則第51条の2	取得価格の1/3相当額を価格から控除 (対象地域を東日本大震災の津波被災区域を含む地域の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に限定)	H14	3.3.31	農.土地改良企 画課

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内容	創設 年度	適用期限	担当課
固定資産税・都市計画税 地方税	公共の危害防止のために設置された施設又は設備（汚水又は廃液処理施設）に係る特例措置	地法附則第 15 条第 2 項第 1 号	大臣配分資産又は知事配分資産：1/2 控除 その他の資産：1/2 を参酌して市町村が条例で定める割合に基づく控除 【対象施設】 沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）	S44	4.3.31	食.バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室 生.畜産振興課（関係課） 食.食文化・市場開拓課 食品流通課 食品製造課 消.農産安全管理課 生.園芸作物課 地域対策官 牛乳製品課 括.地域作物課 水.加工流通課
	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づきバイオ燃料製造業者が取得したバイオ燃料製造施設に係る特例措置	地法附則第 15 条第 23 項	ガス製造設備については 3 年間 1/2 控除 木質固形燃料製造設備、エタノール製造設備、脂肪酸メチルエステル製造設備については 3 年間 1/3 控除 （バイオディーゼル燃料（脂肪酸メチルエステル）製造設備は適用対象を中小事業者等に限定。）	H20	4.3.31	食.バイオマス循環資源課
	再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置	地法附則第 15 条第 30 項	課税標準は、以下の資産※ごとに、電源に応じた割合を適用した額（3 年度分）。 ・大臣配分資産又は知事配分資産：以下の割合を乗じた額 ・その他の資産：以下の割合を参酌して市町村が条例で定める割合を乗じた額 ※ 対象資産 太陽光：2/3(1,000kw 以上は 3/4) 風力：2/3(20kw 未満は 3/4) 中小水力：1/2(5,000kw 以上は 3/4) 地熱：1/2(1,000kw 未満は 2/3) バイオマス(20,000kw 未満に限る)： 1/2(10,000kw 以上は 2/3)	H24	4.3.31	食.バイオマス循環資源課 再生可能エネルギー室
	農地中間管理権の取得に係る特例措置	地法附則第 15 条第 37 項	農地中間管理権の存続期間が 10 年以上の場合 3 年間（存続期間が 15 年以上の場合は 5 年間）1/2 控除	H28	4.3.31	経.農地政策課
	生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等に係る特例措置	地法附則第 15 条第 41 項	3 年間、0 以上 1/2 以下で市町村の条例で定める割合を控除 対象施設：一定の機械・装置、工具、器具・備品、建物附属設備 ※ 導入促進基本計画を定める市町村に限る。	H30	3.3.31	
農業協同組合等が一定の資金の貸付を受けて取得した共同利用機械等に係る特例措置	地法附則第 15 条第 45 項	課税標準について 3 年間 1/2 控除	S49 (R2 から時限)	5.3.31	経.金融調整課 林.企画課 経営課 水.水産経営課	

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内容	創設 年度	適用期限	担当課
事業 所税	農業協同組合等が認定新規就農者に利用させる機械装置等を取得した場合の固定資産税に係る特例措置	地法附則第15条第46項	課税標準について5年間1/3控除	R2	4.3.31	経.就農・女性課
	農地に対する負担調整	地法附則第19条、第26条	評価額課税による税額が農地調整税額（前年度分の課税標準額×負担調整率×税率）を超える場合には、当該農地調整税額をもってその年度の税額とする	S51	2年度分	経.農地政策課
	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置	地法附則第33条第5項	資産割1/4控除 【特定農産加工業種】 ①かんきつ果汁製造業、②非かんきつ果汁製造業、③パインアップル缶詰製造業④こんにやく粉製造業、⑤トマト加工品製造業、⑥甘しょでん粉製造業、⑦馬鈴しょでん粉製造業、⑧米加工品製造業、⑨麦加工品製造業（パスタ製造業を含む※）、⑩砂糖製造業※、⑪菓子製造業（チョコレート製造業、キャンデー製造業及びビスケット製造業に限る。）※、⑫乳製品製造業、⑬牛肉調製品製造業、⑭豚肉調製品製造業 ※は平成31年度税制改正で追加した業種	H元	法人 3.3.31 個人 2年分	食.食品製造課 （関係課） 生.園芸作物課 地域対策官 牛乳製品課 食肉鶏卵課 括.穀物課 米麦流通 加工対策室 貿易業務課 地.域作物課
軽油引取税	軽油引取税の課税免除の特例措置	地法附則第12条の2の7	農林漁業用、木材産業用軽油の免税（32.1円/ℓ）	H21	3.3.31	生.技術普及課 畜産振興課 飼料課 経.就農・女性課 農.土地改良企 画課 技.研究推進課 研究調整課 林.経営課 木材産業課 水.加工流通課
地方 狩 獵 税	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録等	地法附第32条第1項	課税免除	H27	6.3.31	農.鳥獣対策・農 村環境課
	鳥獣保護管理法に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が受ける狩猟者の登録	地法附第32条第2項	課税免除	H27	6.3.31	農.鳥獣対策・農 村環境課
	鳥獣保護管理法に基づき学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理等の目的による許可捕獲の狩猟者の登録	地法附第32条の2	税率を1/2軽減	H27	6.3.31	農.鳥獣対策・農 村環境課

令和3年度農業政策・予算に関する要望書における要請の実施の検討について

1. 経 過

新型コロナウイルス感染症の影響により、6月3日に開催を予定していた「北海道選出国會議員要請集会」の開催を中止、それにより、「令和3年度農業政策・予算に関する要望書」については、6月上旬に郵送による要請を実施したところである。

新型コロナウイルス感染症の関係については、5月末に政府による「緊急事態宣言」の解除、6月から、道による自粛要請も段階的に解除された状況にあることから、新型コロナウイルス感染症の状況を見て、7月開催の第4回常設審議委員会において、上京した上での要請活動の実施について検討するものとする。

2. 実施時期

令和 2年 7月下旬(最終週)～8月上旬(第1週)

3. 実施方法

衆・参国会議員会館議員室を訪問することによる要請

4. 実施者

会長・副会長・専務理事・担当職員に加え、農業委員会等(地方連会長等を想定)の希望者

※ 希望者については、各農業委員会等で旅費負担をお願いします。

※ 大人数とならないよう、各地方連からは2名程度を限度とします。

5. 備 考

別途、事務連絡等により、各地方農業委員会連合会宛てで、本要請を実施した場合における参加の希望の有無について確認を行います。

